§11 正義の二原理 — 学習カバー

イントロダクション

原初状態で合意されると想定される「正義の二原理」を暫定提示する節です。第一原理は平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組みを、第二原理は不平等を「各人の相対的利益」「全員に開かれた地位・職務」に制限する点を要旨とします。二原理は逐次的順序で配列され、第一原理が第二原理に先行します。

本日のミッション(目安 15分)

- 1. 穴埋め(§11)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

• URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec11.html

QRコード (鍵ページURL)



§11. 正義の二原理

第11節では、原初状態で合意されると思われる〈正義の二原理〉を暫定的なかたちで提示する。

〈正義の二原理〉の手始めの言明を左に示す。

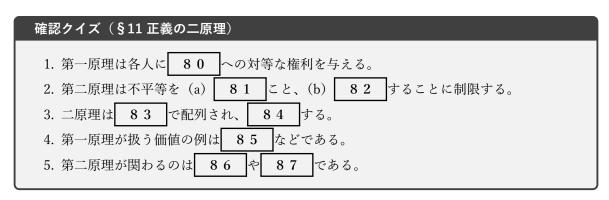
第一原理各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な〔=手広い生活領域をカバーでき、種類も豊富な〕制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な枠組みといっても(無制限なものではなく)他の人びとの諸自由の同様(に広範)な制度枠組みと両立可能なものでなければならない。

これらの原理は社会に対して権利と義務の割り当てを律したり、社会的・経済的な相対的利益の分配を統制したりする。それぞれの原理は、

第一原理政治的な自由、言論および集会の自由、良心の自由、思想の自由、人身の自由、個人的財産=動産を保有する権利、恣意的な逮捕押収からの自由

第二原理所得と富の分配、職権と責任の格さを活用した諸組織の設計

において重視される。二つの原理は、第一原理が第二原理に先行するという逐次的順序に従って配列されなければならない。つまり、平等な基本的諸自由の侵害が社会的・経済的な相対的利益の増大によって正当化されることがないということである。



11.1 正義の二原理の一般的構想とその優先順位

二原理は明確に定められており、それが受け入れられるかは一定の前提の説明と正当化にかかっている。この二原理は、「社会的な価値(自由・機会・所得・富・自尊など)は、それらの不平等がすべての人に利益となるのでない限り、平等に分配されるべきだ」という正義の構想の一例にあた

る。不正義とは、誰にとっても利益とならない不平等である。まず、基礎構造が配分する「基本財」を前提とし、これらがすべて平等に分配された仮説的な制度から出発点を設定する。そこから出発して、ある不平等や格差がこの平等な状態よりも全員の生活を改善するならば、その不平等は正当化されうる。しかし、政治的自由を放棄する代わりに経済的利益を得るといった取引は、二原理によって否定される。二原理は優先順位を持っており、基本的自由は経済的・社会的利得に優先する。したがって、自由と引き換えに利得を得ることは原則として許されない。本書では、正義の一般的な構想には深入りせず、代わりに二原理を逐次的な順序に従って検討する。この手法の利点は、自由と社会的・経済的利益の優先順位を最初から明確にし、それに対応する原理を探ることに集中できる点にある。

はじめ、この自由優先の考え方が極端に思えるかもしれないが、後にその正当性が示される。また、権利や自由と、経済的・社会的利益とを区別することによって、社会的基本財の違いが明確になり、制度内での重要な区別を浮かび上がらせる。ただし、この識別や順序づけはあくまで近似的なもので、常に成り立つわけではない。

とはいえ、多くの状況においては、この順序づけに基づく二原理が十分に有効であると考えられる。二原理が制度に適用されるということは、自由や権利が社会の基本的なルールによって決まることを意味する。自由は全員に等しく、最大限に保障されるべきで、制限は自由同士が衝突する場合に限られる。また、原理が対象とするのは特定の個人ではなく、社会的地位を代表する「代表的個人」であり、その地位ごとの将来の見通しに注目する。二原理は、制度全体の設計に関わる原理であり、個別の財の配分には関与しない。第二原理は、不平等が全員の利益になる場合にのみ許されるとする。ただし、他人の不利益を理由に不平等を正当化したり、自由を犠牲にしたりすることは認められない。複数の分配方法がある中で、どれを選ぶべきかは原理の明確化によって判断される。

- 72 ひとつの協働の枠組み
- 73 権利や義務、権限や免責特権
- 74 諸ルールの公共的体系
- 75 公正さ・一貫性
- 76 原理そのものの正当性
- 77 構成ルール
- 78 戦略や格率
- 79 制度同士が単一システムへ結合される仕方
- 80 平等な基本的諸自由の最も広範な制度枠組み
- 81 各人の相対的利益になる
- 82 全員に開かれた地位や職務に付帯
- 83 逐次的順序
- 84 第一原理が第二原理に先行
- 85 政治的自由・言論の自由・良心の自由・思想の自由・人身の自由
- 86 所得・富の分配
- 87 職権と責任の格差を活用した組織設計
- 88 自然本性的自由の体系
- 89 リベラルな平等
- 90 自然本性的な貴族制
- 91 デモクラティックな平等
- 92 効率性原理
- 93 格差原理
- 94 才能に開かれたキャリア
- 95 公正な機会均等
- 96 効率性原理
- 97 才能に開かれた職業選択
- 98 公正な機会均等原理
- 99 公正な機会均等原理
- 100 格差原理
- 101 不遇な人々の予期
- 102 鎖状のつながり
- 103 緊密な接合
- 104 最も不遇な人の福祉の最大化
- 105 社会的・経済的利得
- 106 制限
- 107 完全な手続き
- 108 不完全な手続き